

【日本語解説版】
M&A 取引における米国の国際貿易投資規制

2022年12月9日

マット・ラピン弁護士

porterwright

【スライド】 米国外からの投資の審査と制限

- 対米外国投資委員会 (CFIUS) は、以下に該当する特定の投資および取引を制限、禁止（または義務的な開示）することを要求できる。
- 「支配」取引： 非米国企業が米国企業の支配権を獲得する取引 (投票またはその他の手段を通じて事業活動を指揮する場合も含む)
- 主要産業への「対象投資」： 「米国 TID ビジネス」への投資。重要な技術、重要なインフラストラクチャ、または米国市民の個人データを作成/使用/維持する企業の業務活動を指揮したり、非公開情報にアクセスしたりできるようになる取引。
- 「管理された不動産取引」 – 重要なインフラストラクチャまたは軍事施設に近接する施設
- **重要なポイント:** 米国の買収対象会社が米国政府と契約しているかどうかを早期に特定する。輸出規制技術の製造、開発、またはテスト (特定の自動運転、EV、およびハイテク製造はこのカテゴリに該当する可能性がある)

【解説】米国外からの投資の審査と制限

- ▶ 日系企業であっても、CFIUSは、本当の大株主の国籍、重要な少数株主の国籍を調査します。その上で、米国安全保障上のリスクについて判断します。ですので、日系企業であるとの認識があっても、米国企業に投資する場合、自社の株主の国籍について事前に確認し、CFIUSによる厳格な審査の可能性の有無を検討しておくことが望ましいと考えます。
- ▶ CFIUS は、米国以外から米国企業への投資を認識した時点で、情報開示請求する権限を持っています。CFIUS にファイリングがなされていない投資案件であっても、CFIUS内の分析チームは、現在進行中またはすでに取引が完了した投資案件について、公開情報を定期的に確認し、情報開示請求すべき投資案件はないかどうか、モニターしています。近時、カナダ国籍の企業による投資案件で、CFIUSファイリングしていないにも関わらず、CFIUSから取引に関する質問状が送付され対応が必要になったケースがあります。友好国からの投資であっても油断できず、日系企業にも当てはまります。
- ▶ あまり公になっていないかもしれませんが、実際に、重要な技術または重要なインフラストラクチャに関連する業界の企業は、CFIUS からこれらの質問書を頻繁に受け取っています。大企業の場合、投資案件を公表することが多く、CFIUSに知られずに米国企業に投資するのは考えにくいのかもかもしれません。

【スライド】 米国の輸出入規制

- 米国の輸出規制により、米国人ではない第三者及び関連会社（その従業員を含む）に対する米国企業からのコンポーネント、材料、ソフトウェア、および技術の輸出を制限可能。
- 制限対象となる輸出には、米国からの物理的な輸出、米国原産の品目の第三国からの輸出、および米国内の非米国人による輸出規制技術へのアクセスを含み、電子またはハードコピー文書による技術「輸出」も含まれる。
- **重要なポイント:** 米国企業を買収する際には、その企業とのやり取り (R&D、サプライチェーン、人事、販売取引を含む) が米国の輸出管理の対象となる可能性があり、米国以外の親会社の担当者によるコンプライアンスへの適切な注意が必要であることを理解すること。

【解説】米国の輸出入規制

- ▶ CFIUS に関する説明でも述べましたが、米国企業を買収しようとする外国企業は、米国輸出入規制の観点から、以下の対応が求められます。
 - ▶ (1) 米国企業を買収する前に、買収後に輸出規制品目を利用または販売することになるかどうか検討すること。
 - ▶ (2) 「輸出規制分類」に該当する製品を特定し文書化しておくこと。
 - ▶ (3) 「輸出規制分類」に該当する品目を、米国から輸入し、または米国から輸出する場合には、米国の輸出許可要件を遵守する体制を整えておくこと。

- ▶ 関連会社間の取引も対象となるため、米国の買収先会社から、自社の子会社・関連会社へ技術データの移転を含む輸出を行う場合、米国の輸出規制の対象となる可能性があることに注意する必要があります。

【スライド】 米国による経済制裁

- 米国政府は、経済制裁により、米国企業および米国の個人が指定された個人、企業、または国との取引を制限または禁止することが可能。
- 米国企業の米国外の子会社だけでなく、場所を問わず、個々の米国市民も影響を受ける可能性がある。
- 米国企業は、米国以外の当事者との取引を審査するための適切なコンプライアンス措置を講じることが期待される。これには、「レッドフラグ」（制裁を回避することを意図していると思われる取引など）の特定が含まれる。
- **重要なポイント:** 米国企業を買収する際には、米国企業がその製品を販売または使用する場所 (ロシアなど) または原材料の調達先 (中国の強制労働輸入制限に関する次のスライドを参照) に制限を課している可能性があることを理解しておく必要がある。

【解説】 米国による経済制裁

- ▶ 米国企業の買収、または、米国人が関与する取引は、米国企業または米国人がそのような取引の対象から完全に除外されない限り、米国の制裁法の対象となる取引になる可能性があります。取引の場所、国籍は問われませんので、米国外での投資案件であっても、米国に何かしら関連のある取引かどうか、検討が必要です。

【スライド】 米国の輸入およびサプライチェーン規制

- 強制労働の産物である原材料・部材を含む品目の輸入に対する輸入制限。
- 近時発効したウイグル強制労働防止法 (UFLPA) により、政府による規制と執行が強化された。これは、中国の新疆ウイグル自治区からの原材料・部材を含む製品が強制労働を伴うものであり、米国に輸入できない物であると推定される。米国政府は、特定の業界を対象とした施行を発表し（押収、検査、拒否の増加を意味する）、他の業界についても適用するかどうかを検討中。
- **重要なポイント:** 中国での自動車用バッテリーの生産 (特に EV 用) は、現在のところ UFLPA の施行対象にはなっていないものの、米国政府は、これらの製品に強制労働が含まれる可能性があるとの報告を受けている。そのため、これらの製品の米国への輸入は、次の検討ラウンドにおいて施行対象製品として優先的に検討され、規制が強化される可能性がある。

【解説】米国の輸入およびサプライチェーン規制

- ▶ すでに米国税関が UFLPA の対象として発表した産業は、ポリシリカ、およびポリシリカを含む太陽光発電コンポーネント、トマト、並びに綿です。対象製品は、米国税関による製品の広範な留置、審査および輸入拒否の対象となります。
- ▶ 米国税関は、現在、UFLPAの対象となる新たな業界/製品を特定する検討段階にあります。最近のあるレポートによれば、自動車部品が中国の新疆ウイグル自治区における強制労働の重大なリスク領域であることが特定されました。特に、自動車のフレーム、アクセル、ボディ、エンジンケース、ホイール、ブレーキの鉄鋼およびアルミニウムについて、リスクがあると指摘されています。また、タイヤ、内装、フロントガラス、バッテリー、その他ほぼすべての主要部品についても、潜在的なリスクが指摘されていますので、自社製品にこれらが含まれる場合、特に注意が必要です。
- ▶ 既に対象となっている業界、及び、今後対象となるリスクが指摘されている業界においては、新疆地域または米国国土安全保障省の UFLPA エンティティリストで特定された関係者からの原材料を含む可能性のある製品を、どの納入業者から調達しているのか特定するため、サプライチェーンの確認を行うよう勧奨されています。

【スライド】 米国の輸入および貿易政策

- 特定の製品および特定の輸出国を対象とした米国の反ダンピング、相殺関税、およびその他の貿易救済措置。
- 中国原産とみなされる輸入品に適用される貿易救済罰則の大幅な引き上げと関税の強化 (一部の組み立てが第三国で行われた場合でも)。
- **重要なポイント:** 米国政府の貿易政策は、中国原産または主要部品を含む輸入品を引き続き制限対象とする可能性がある。米国企業を買収する際には、調達に基づく (現在または将来の) 関税コストの増加、またはこれらの関税を削減する手段を考慮に入れることが重要。

【解説】米国の輸入および貿易政策

11

- ▶ トランプ政権下で、中国からの輸入品に対して高額関税が課されることになりました。バイデン政権では、現在、特定の品目が高額関税の対象から除外される可能性があるかどうかを判断するための審査を行っています。しかしながら、バイデン政権下でも、中国原産品目の高額関税政策について大きな変更はなく、また、近い将来も変更は予想されていません。ですので、高額関税が継続するという前提で事業計画を検討される必要があります。

【スライド】 米国政府への納入または政府から補助金を受け取るための要件

- 米国連邦政府の調達法および規制が最近変更され、米国政府による特定の調達に対する製品の米国産部品構成要件が強化された。
- 米国連邦政府の調達では、中国が所有する特定の事業者 (Huawei、ZTE など) による製品またはサービスの使用も制限されている。
- 高度な製造業 (半導体など) および再生可能エネルギー インフラストラクチャ (太陽光など) に対する新しい米国連邦補助金にも、重要な米国産部品構成要件が課されている。
- **重要なポイント:** 米国企業を買収する際は、上記の米国産部品構成要件と連邦政府の国家安全保障調達制限に引き続き拘束されることを理解しておく必要がある。

【解説】

米国政府への納入または政府から補助金を受け取るための要件

- ▶ 外国企業が米国企業を買収する場合、米国産の部品構成率の条件と、国家安全保障上の条件を確認し、それらが、買収後の原材料調達及び買収によるメリット・業績にどのような影響を与えるのか、事前に検討しておく必要があります。特に、買収先の米国企業が、米国政府と重要な契約を締結している場合、または米国産部品の構成率が重大な影響を与える可能性がある事業に従事している場合、買収後にそれらの事業に従事できなくなり想定していた経済効果を達成できない可能性があるなど、事業運営に大きな影響を与える可能性が高いため、さらなる注意が必要です。

DISCLAIMER

Porter Wright Morris & Arthur LLP offers these materials for general information purposes only. The content of these materials is not intended as legal advice for any purpose, and you should not consider it as such advice or as legal opinion on any matters. This content does not necessarily reflect the views of the firm as to any particular matter or those of its clients.

The information provided herein is subject to change without notice, and you may not rely upon any such information with regard to a particular matter or set of facts. Further, the use of these materials does not create, and is not intended to create, any attorney-client relationship between you and Porter Wright Morris & Arthur LLP or any individual lawyer in the firm. Use of these materials is at your own risk, and the materials are provided without warranty of any kind. We make no warranties of any kind regarding the accuracy or completeness of any information in these materials, and we make no representations regarding whether such information is reliable, up-to-date, or applicable to any particular situation. Porter Wright Morris & Arthur LLP expressly disclaims all liability for actions taken or not taken based on any or all of the contents of materials, or for any damages resulting from your viewing and use thereof.